

第50回 定時株主総会招集ご通知

日 時

2020年6月19日（金曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時30分）

場 所

大阪府堺市北区長曾根町183-5
公益財団法人 堺市産業振興センター
5階コンベンションホール

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目 次

■第50回定時株主総会招集ご通知……………	1
■株主総会参考書類……………	5
第1号議案 取締役9名選任の件……………	5
第2号議案 監査役1名選任の件……………	9
第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少 ならびに剰余金の処分の件……………	10
■添付書類……………	
事業報告……………	12
連結計算書類……………	28
計算書類……………	42
監査報告書……………	54

新型コロナウイルスの感染が広がっておりますので、感染リスク低減のため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。

なお、株主総会へのご来場に関わらず、議決権を行使いただいた株主様に薄謝としてQUOカード500円分を贈呈いたします。

証券コード：6166
2020年6月2日

株 主 各 位

大阪府堺市西区鶴田町27番27号
株 式 会 社 中 村 超 硬
代表取締役社長 井 上 誠

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、後記（3～4頁）の「議決権行使についてのご案内」にて記載のとおり、書面またはインターネットにより議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時
2. 場 所
3. 目的事項
報告事項

2020年6月19日（金曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
大阪府堺市北区長曾根町183-5
公益財団法人 堺市産業振興センター 5階コンベンションホール

1. 第50期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第1号議案
第2号議案
第3号議案

取締役9名選任の件
監査役1名選任の件
資本金及び資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nakamura-gp.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染防止の対応について>

1. 株主様へのお願い

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年はご来場を見合わせることをご検討いただき、可能な限り書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。特にご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方につきましては、本年はご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- (2) ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用をお願い申し上げます。
- (3) 時間短縮のため、株主総会の進行につきましては、報告事項の読み上げ等の内容を省略させていただく場合もございますので、事前に招集通知のご確認をお願い申し上げます。

2. 感染リスク低減のための当社の対応について

- (1) 感染予防のための措置として、ご入場前にマスクの着用、手指の消毒、検温を行っていただく予定としております。これらの感染予防措置にご協力いただけない株主様や発熱が確認された株主様については、入場をお断りさせていただきますので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。
- (2) 当社役員及び運営スタッフは、事前に体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- (3) 会場内は、株主様に可能な限り間隔を空けてお座りいただけるよう座席を配置いたします。そのため、会場席数に限りがあり、当日ご入場をお断りする可能性がございます。何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

本総会の会場である「堺市産業振興センター」での開催が不可能となった場合につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.nakamura-gp.co.jp/>) において、変更後の会場をご案内させていただきます。株主様におかれましては、適宜、当社からの発信情報をご確認賜りますよう、お願い申し上げます。

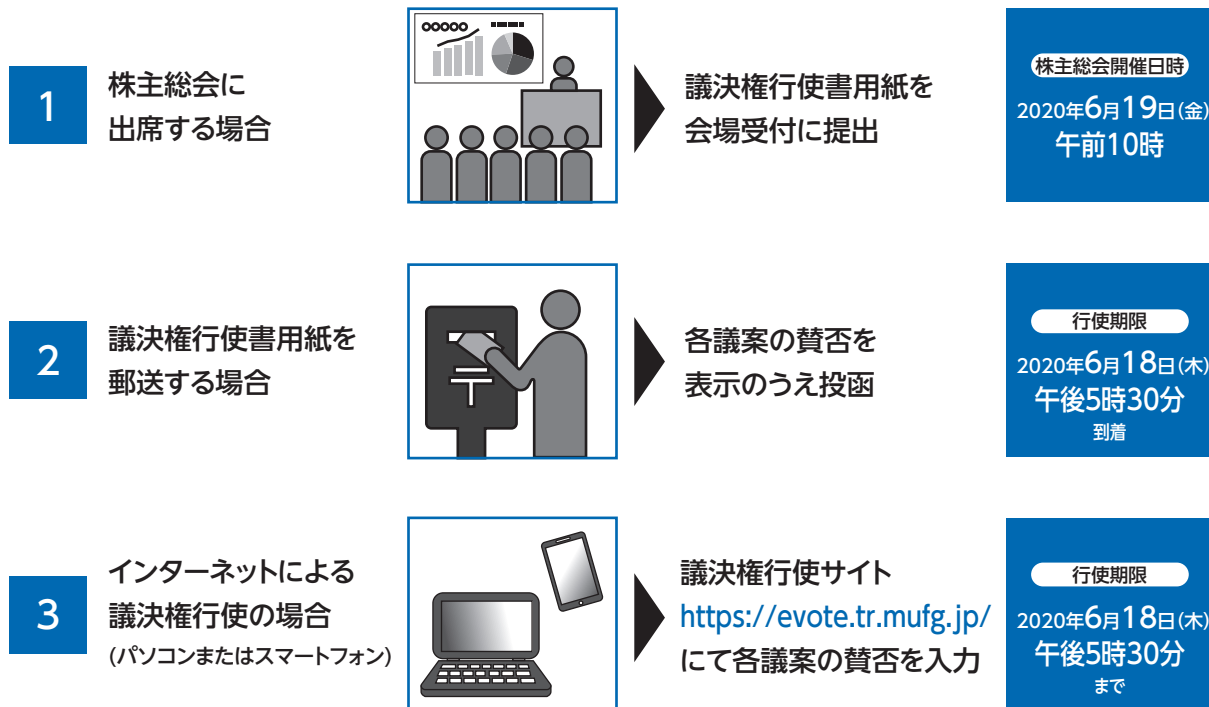
また、総会当日までの感染拡大の状況や政府・自治体の発表内容等によって、新たな措置を講じる場合や対策の緩和を行う場合がございますので、併せてご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

感染リスク低減のため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。

なお、議決権を行使いただいた株主様に薄謝としてQUOカード500円分を贈呈いたします。



インターネットによる議決権行使の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご覧ください。

議決権行使サイトのシステム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2020年6月18日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
 - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役 9 名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（9 名）は任期満了となりますので、取締役 9 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	再任 いの井 うえ まこと (1954年 5 月11日生)	1978年 4 月 ソニー(株) 入社 1983年12月 当社 入社 1987年 3 月 当社 専務取締役 1995年 4 月 当社 代表取締役社長(現任) 2008年 4 月 日本ノズル(株) 代表取締役社長 2013年 2 月 上海那科夢樂商貿有限公司 董事長 2015年10月 日本ノズル(株) 代表取締役会長(現任) 2018年10月 大阪府公安委員会 委員長(現任)	258,920株
2	再任 みかみ まさ ゆき 三 上 正 幸 (1958年11月11日生)	1981年 4 月 シャープ(株) 入社 1998年 4 月 同社 国内営業戦略室長 2004年 4 月 同社 ソーラーシステム事業本部 戦略推進統括 統括 2006年10月 同社 経営企画室 室長 2012年10月 同社 ディスプレイデバイス戦略本部 本部長 2016年12月 日本電産(株) グループ会社管理部 統括部長 2018年 4 月 当社 入社 2018年 5 月 当社 執行役員 経営企画部長 2018年 6 月 当社 常務取締役 経営企画管掌 2019年 6 月 当社 専務取締役(現任)	2,200株

候補者 番号	氏 (生 年 月 名 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
3	再任 かわ ぐち あきら 川 口 晃 (1970年 3 月 1 日生)	1994年 4 月 日立造船(株) 入社 2003年10月 ネクストウェア(株) 入社 2015年 2 月 当社 入社 2015年10月 日本ノズル(株) 取締役 管理部長 2016年 3 月 上海那科夢楽商貿有限公司 監事(現任) 2016年 6 月 当社 取締役 管理本部長(現任) 2019年 4 月 日本ノズル(株) 常務取締役 管理部長 (現任)	748株
4	再任 かわ ぎし さと し 川 岸 悟 史 (1971年10月26日生)	1994年 4 月 (株)アイ・エム・シー 入社 1999年 4 月 サンエス(株) 入社 2000年 7 月 当社 入社 2010年 2 月 当社 執行役員 技術開発部長 兼 超砥粒応用事業部長 2010年 6 月 当社 取締役 超砥粒応用事業部長 2015年 6 月 当社 常務取締役 事業本部長 2015年10月 日本ノズル(株) 代表取締役社長 2017年11月 当社 常務取締役 機能材料事業部長 2019年 6 月 当社 取締役 機能材料事業部長(現任)	3,200株
5	再任 ふじ い ひで あき 藤 井 秀 晃 (1975年 2 月17日生)	1999年 4 月 日立造船(株) 入社 2005年 4 月 ネクストウェア(株) 入社 2015年 7 月 当社 入社 2015年10月 日本ノズル(株) 取締役 管理部副部長(現任) 2016年 6 月 当社 管理本部 副本部長 2017年 8 月 当社 執行役員 管理本部副本部長 2018年 6 月 当社 取締役 社長室長 兼 管理本部副本部長 (現任) 2019年 2 月 上海那科夢楽商貿有限公司 董事 総経理(現任)	1,300株

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
6	再任 た うえ ひろ ゆき 田 植 啓 之 (1967年 9 月 5 日生)	1990年 4 月 (株)ダイエー 入社 2001年 7 月 当社 入社 2008年 4 月 日本ノズル(株) 取締役 2014年 6 月 当社 執行役員 超砥粒応用事業部長 2015年 6 月 当社 取締役 超砥粒応用事業部長(現任) 2016年 3 月 上海那科夢楽商貿有限公司 董事長	15,100株
7	新任 いの うえ ひろ あさ 井 上 紘 章 (1980年 4 月30日生)	2005年 4 月 (株)アイ・ピー・エス 入社 2005年11月 西日本電信電話(株) 入社 2008年 8 月 当社 入社 2016年 3 月 当社 高機能機器事業部副事業部長 2016年11月 当社 高機能機器事業部長 2019年 4 月 当社 執行役員 高機能機器事業部長 2019年 5 月 当社 執行役員 高機能機器事業部長 兼 機能材料事業部副事業部長(現任) 2019年12月 上海那科夢楽商貿有限公司 董事長(現任)	133,800株
8	再任 社外 独立 きょう たに ただ ゆき 京 谷 忠 幸 (1962年 7 月24日生)	1981年 4 月 日本タングステン(株) 入社 1986年 4 月 (株)岳将 入社 1991年10月 (株)ピーエムティー 代表取締役社長(現任) 2015年 6 月 当社 社外取締役(現任)	2,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
9	再任 社外 独立 おお やま たか し 大 山 隆 司 (1942年12月15日生)	1970年 4 月 奈良地方裁判所 判事補任官 1980年 4 月 神戸地方・家庭裁判所姫路支部 判事任官 1988年 4 月 札幌地方裁判所 部総括判事 1991年 4 月 司法研修所 教官 1995年 4 月 大阪地方裁判所 部総括判事 2002年 9 月 京都地方裁判所 所長 2005年 5 月 大阪地方裁判所 所長 2007年 1 月 札幌高等裁判所 長官 2008年 4 月 京都大学大学院法学研究科 教授 2016年 6 月 当社 社外取締役(現任)	—

- (注) 1 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 候補者の所有する当社株式数は、2020年 3月31日現在の状況を記載しております。なお、取締役候補者井上紘章氏の所有する当社株式は、本人名義の所有株式数に中村超硬従業員持株会を通じての保有分(1,300株)を合計した数で記載しております。本議案をご承認いただき、同氏が取締役に就任した場合には、中村超硬従業員持株会の規約に基づき、持分引出等の退会に際しての処理が行われます。
- 3 京谷忠幸及び大山隆司の両氏は社外取締役候補者であります。両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 4 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由
京谷忠幸氏は、長年にわたり㈱ピーエムティーの代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけたものと判断したためであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時において5年間であります。
大山隆司氏は、司法分野における豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営監督機能、コンプライアンス機能等を強化するためであります。同氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけたものと判断いたしました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時において4年間であります。
- 5 当社は、京谷忠幸及び大山隆司の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令で定める限度額の範囲としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役中園和義氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、戒能眞介氏は、中園和義氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 する 株 式 の 数
新任 社外 独立 かいのうしんすけ 戒能眞介 (1955年11月13日生)	1979年 4 月 シャープ(株) 入社 2003年12月 同社 電化システム事業本部 経理部長 2006年 6 月 同社 情報通信事業本部 経理部長 2009年 5 月 シャープディスプレイプロダクト(株) 出向 管理部長 2010年 7 月 シャープ(株) 経理本部経理部 I F R S グループ チーフ 2012年 4 月 同社 経理本部経理部 財務会計センター所長 2016年 1 月 堺ディスプレイプロダクト(株) 入社 管理本部 財務会計部 経理業務革新チーム チーフ	—

- (注) 1 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 戒能眞介氏は、社外監査役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
- 3 戒能眞介氏は、長年にわたり上場企業の経理財務部門の責任者として勤務され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者となりました。
- 4 当社は、戒能眞介氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定としており、当該契約に基づく責任限度額は、法令で定める限度額の範囲としております。

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分の件

当社は、2020年3月31日現在で9,389,225,264円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。今般、この欠損金を補填し、財務体質の健全化ならびに早期に復配を実現できる体制にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替え、また会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。

また、資本金及び資本準備金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものでもございません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2020年3月31日現在の資本金の額5,253,500,800円のうち5,203,500,800円を減少して50,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本金の額の減少が効力を生じる日

2020年8月1日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

当社の資本準備金の額3,951,625,800円的全額を取り崩し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2020年8月1日を予定しております。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金9,155,126,600円

を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当したいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	9,155,126,600円
----------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	9,155,126,600円
---------	----------------

以 上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、人手不足を背景とした雇用情勢の改善や生産性向上に向けた設備投資ニーズの継続等により、内需は底堅く推移していたものの、米中間の貿易問題や英国のEU離脱問題等により、外需環境は厳しい状況が継続しました。さらに、2020年に入り、新型コロナウイルス感染拡大の影響が全世界に急速な広がりを見せており、今後の経済に対する不透明感が一層深まっております。

このような状況下、当社グループは、電子材料スライス周辺事業において、大幅に販売単価が下落した太陽光発電向けダイヤモンドワイヤ生産事業からの撤退を2019年9月に決議し、同事業における希望退職を募るとともに、合わせて同事業の主力工場であった和泉工場を2020年3月に売却いたしました。これら事業構造改革実施の影響等により、売上高は前期を大きく下回る結果となりました。また、損益面については、ダイヤモンドワイヤ生産事業からの撤退に伴う減収による影響に加え、中国の江蘇三超社に対する設備売却に係る費用や事業撤退、工場閉鎖・移転等に伴う構造改革費用の計上、また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う検収手続き遅延による影響で、同設備売却等に係る対価の計上額が当初想定を下回ったこと等により、固定資産の減損処理等を行った2019年3月期から損失額は減少しているものの、引き続き損失を計上する結果となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は2,797百万円（前期比41.8%減）、営業損失は578百万円（前期は4,193百万円の営業損失）、経常損失は716百万円（前期は4,263百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は600百万円（前期は9,721百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 電子材料スライス周辺事業

前述のとおり電子材料スライス周辺事業においては、太陽光発電向けダイヤモンドワイヤ生産事業からの撤退、人員縮小ならびに主力工場売却等により、事業規模を大幅に縮小いたしました。

これらの結果、売上高は697百万円（前期比68.2%減）、セグメント損失は624百万円（前期は4,327百万円のセグメント損失）となりました。

② 特殊精密機器事業

特殊精密機器事業においては、米中貿易摩擦や新型コロナウイルスの影響を受け市場環境は厳しくなっており、特に年度後半にかけて工作機械向け耐摩工具の売上に落ち込みが見られましたが、産業機械向け実装機用ノズルについては「5 G」関連分野における需要の盛り上がりもあり、前期から売上を伸ばしております。

これらの結果、売上高は845百万円（前期比5.8%減）となり、ダイヤモンドワイヤ事業縮小に伴う本社経費負担増により、セグメント利益は31百万円（前期比73.9%減）となりました。

③ 化学繊維用紡糸ノズル事業

化学繊維用紡糸ノズル事業においては、前期における大型装置の販売の影響に加え、米中貿易摩擦や新型コロナウイルスの影響による案件中断や出荷遅延等が生じたことから、売上高、利益ともに前期を下回りました。

これらの結果、売上高は1,242百万円（前期比27.4%減）、セグメント利益は149百万円（前期比61.9%減）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高	構成比
電子材料スライス周辺事業	697,615 千円	24.9 %
特殊精密機器事業	845,283	30.2
化学繊維用紡糸ノズル事業	1,242,043	44.4
その他	12,370	0.4
合計	2,797,313	100.0

（注） 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は153百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

化学繊維用紡糸ノズル関連

111百万円

(3) 資金調達の状況

当社は、2019年1月15日に発行した第6回乃至第8回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使により、当連結会計年度において2,450百万円を調達いたしました。なお、第6回乃至第8回新株予約権については、2020年1月6日をもってその全ての行使が完了しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、電子材料スライス周辺事業において、ダイヤモンドワイヤの市場価格が大幅に下落するなど、太陽光関連の市場環境が大きく変化した影響を受け、2019年3月期において債務超過となりましたが、ダイヤモンドワイヤ生産事業からの撤退や工場売却等の構造改革ならびに新株予約権の発行による資金調達及び資本増強に取り組んだ結果、当連結会計年度末において、債務超過については解消いたしております。

しかしながら、当社グループの有利子負債は4,590百万円と手元流動性に比し高水準にあることに加え、構造改革の一環として取り組んだ江蘇三超社へのダイヤモンドワイヤ生産設備等の譲渡については、新型コロナウイルスの影響により当連結会計年度末時点で未完了の状態にあり、今後の見通しについても、中国への渡航が制限されている現時点においては不確定であります。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社グループでは、以下の施策を遂行することで、将来の成長に向けて当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めてまいります。

① 電子材料スライス周辺事業について

2019年8月30日付で締結した、中国の江蘇三超社との間のダイヤモンドワイヤ生産設備の譲渡等について、新型コロナウイルスの影響により同生産設備等の検収スケジュールが遅延しておりますが、今後中国への渡航制限が解除された後に、未検収設備に対する検収は速やかに完了できるものと考えております。

また、残存設備を利用した半導体向けダイヤモンドワイヤの開発ならびに当社の極細線ダイヤモンドワイヤの生産技術を活かした新型ダイヤモンドワイヤ製造装置の開発を行い、今後の安定収益の確保にも取り組んでまいります。

② 財務基盤の安定化

当社は、取引金融機関から、2020年3月末までの借入金の元本返済の猶予に同意いただいておりますが、財務体質の強化及び金利費用削減を目的として、2020年4月より新たな返済計画に基づく返済を開始しております。

当社としては、メインバンクを中心に各金融機関と緊密な関係を維持できていることから、継続的な支援が得られるものと考えております。

当社は引き続き、財務基盤の強化・安定を図るための諸施策を検討してまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年3月期 第47期	2018年3月期 第48期	2019年3月期 第49期	2020年3月期 (当連結会計年度) 第50期
売 上 高	4,992,602 ^{千円}	12,140,867 ^{千円}	4,809,425 ^{千円}	2,797,313 ^{千円}
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△)	△2,075,649 ^{千円}	1,381,427 ^{千円}	△9,721,436 ^{千円}	△600,032 ^{千円}
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△445.77 ^円	288.94 ^円	△1,911.28 ^円	△73.16 ^円
総 資 産	12,195,305 ^{千円}	17,458,153 ^{千円}	7,910,386 ^{千円}	6,478,526 ^{千円}
純 資 産	5,014,471 ^{千円}	7,882,847 ^{千円}	△1,329,699 ^{千円}	523,173 ^{千円}
1株当たり純資産額	1,071.72 ^円	1,577.89 ^円	△238.17 ^円	50.63 ^円

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
日本ノズル株式会社	48,000 ^{千円}	100 %	合成繊維用・化学工業用各種 ノズルの製造・販売
上海那科夢樂商貿有限公司	450,000 ^{USD}	100	当社製品の販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

事業	主要製品
電子材料スライス周辺事業	電子材料をスライス加工するためのダイヤモンドワイヤの製造販売
特殊精密機器事業	ダイヤモンド、チタン、タングステン、モリブデン及びセラミックス等超硬素材を使用した特殊精密部品、耐摩耗治工具、切削治工具、超硬治工具、産業用機械装置の設計・製造・販売
化学繊維用紡糸ノズル事業	化学繊維用紡糸ノズル及び周辺部品、不織布製造装置、不織布用ノズル等の設計・製造・販売

(8) 企業集団の主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

① 当社

区分	所在地
本社	大阪府堺市西区
工場	大阪府和泉市（和泉工場）

（注） 2019年11月10日付でフロー合成研究所を、2020年1月31日付で沖縄工場をそれぞれ閉鎖し、2020年3月19日付で和泉工場D-Nextを売却いたしました。

② 子会社

社名	所在地
日本ノズル株式会社	神戸市西区
上海那科夢楽商貿有限公司	上海

(9) 企業集団の従業員の状況（2020年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
165名	126名減

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
2 従業員数には、期末日現在の非正規社員18名及び派遣社員14名は含まれておりません。
3 従業員数が当期に126名減少しておりますが、主な要因は、ダイヤモンドワイヤ生産事業及び受託合成事業からの撤退によるものであります。

(10) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社紀陽銀行	764,989千円
株式会社三菱UFJ銀行	725,012
株式会社山陰合同銀行	502,562
株式会社伊予銀行	490,280
沖縄振興開発金融公庫	413,808

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 13,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,020,900株 |
| (3) 株主数 | 10,754名 |
| (4) 大株主（上位10位） | |

株主名	持株数 株	持株比率 %
株式会社ナカムラコーポレーション	329,000	3.28
井上 誠	258,920	2.58
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	221,711	2.21
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	185,300	1.85
井上 阿佐美	159,180	1.59
株式会社ヤマダ	148,000	1.48
楽天証券株式会社	137,700	1.37
井上 紘章	132,500	1.32
井上 絢哉	127,500	1.27
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH-FIRM EQUIY (POETS)	85,596	0.85

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発 行 日	2011年6月16日	2017年6月16日
区 分	取締役 (社外取締役を除く)	取締役 (社外取締役を除く)
保 有 者 数 (個 数)	1 名 (2 個)	5 名 (60個)
目 的 と な る 株 式 の 数	2,000株 (注) 1	6,000株 (注) 2
目 的 と な る 株 式 の 種 類	普通株式	普通株式
権利行使時1株当たりの行使価額	1,500円	1,995円
権 利 行 使 期 間	2013年6月17日から 2021年6月16日まで	2019年6月17日から 2027年6月16日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	(別記)	(別記)

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

(別記)

・新株予約権の行使の条件

- i. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ii. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- iii. その他の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

・その他取得の条件

- i. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ii. 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
井上 誠	代表取締役社長	日本ノズル(株) 代表取締役会長 大阪府公安委員会 委員長
三上 正幸	専務取締役	
川口 晃	取締役 管理本部長	
川岸 悟史	取締役 機能材料事業部長	
藤井 秀亮	取締役 社長室長 兼 管理本部副本部長	
田植 啓之	取締役 超砥粒応用事業部長	
小原 康生	取締役 超砥粒応用事業部副事業部長	
京谷 忠幸	取締役	(株)ピーエムティー 代表取締役社長
大山 隆司	取締役	
中園 和義	監査役（常勤）	
松村 安之	監査役	弁護士 唯一法律事務所 代表
中川 雅晴	監査役	公認会計士 中川雅晴事務所 代表 GMB(株) 社外監査役

- (注) 1 取締役 京谷忠幸、大山隆司の両氏は、社外取締役であります。
 2 監査役 中園和義、松村安之、中川雅晴の3氏は、社外監査役であります。
 3 取締役 京谷忠幸、大山隆司ならびに監査役 中園和義、松村安之、中川雅晴の5氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況等につきましては、後記「(4) 社外役員に関する事項」に記載のとおりであります。
 5 監査役 中川雅晴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
三上 正幸	専務取締役	常務取締役 経営企画管掌	2019年6月27日
川岸 悟史	取締役 機能材料事業部長	常務取締役 機能材料事業部長	2019年6月27日
小原 康生	取締役 超砥粒応用事業部 副事業部長	取締役 グループ調達推進 部長 兼 超砥粒応用事業 部副事業部長	2019年6月27日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、法令に定める要件について該当する場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令で定める限度額の範囲としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	117,120千円 (3,840千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	11,424千円 (11,424千円)
合 計	12名	128,544千円

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役	京谷 忠幸	(株)ピーエムティー 代表取締役社長	当社と(株)ピーエムティーとの間に重要な取引その他の関係はありません。
取 締 役	大山 隆司		
監 査 役	中園 和義		
監 査 役	松村 安之	弁護士 唯一法律事務所 代表	当社と唯一法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
監 査 役	中川 雅晴	公認会計士 中川雅晴事務所 代表 GMB(株) 社外監査役	当社と中川雅晴事務所及びGMB(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況
取 締 役	京谷 忠幸	15回中15回 (100%)	—	当社の経営全般に対し助言・提言を行うほか、企業経営に関する豊富な知識・経験等に基づく観点から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	大山 隆司	15回中15回 (100%)	—	当社の経営全般に対し、主に司法の専門家としての見地から助言・提言を行うほか、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	中園 和義	15回中15回 (100%)	13回中13回 (100%)	議案の細目を確認するための質問を行うほか、留意すべき事項などについて適宜発言を行っております。
監 査 役	松村 安之	15回中15回 (100%)	13回中13回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	中川 雅晴	15回中14回 (93%)	13回中13回 (100%)	主に公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新月有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2019年6月27日開催の第49回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の内容	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- 2 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 3 上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬16,000千円を前任会計監査人である有限責任監査法人トーマツに支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として、2010年3月29日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議（2015年5月15日の取締役会にて一部改定の決議）を行っており、概要は以下のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その運用状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
- ② 監査役は、内部統制システムの整備と運用状況を含め、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
- ③ 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置し、遵法精神に基づく企業行動ならびに社員行動の徹底を図るための重要事項を審議し、推進する。また、企業行動憲章を制定し、周知徹底することにより、当社グループ全役職員のコンプライアンスに対する意識の維持向上に努める。
- ④ 内部通報制度の整備
当社は、コンプライアンスに関する相談または不正行為等の通報の窓口として内部通報制度を整備し、内部通報制度の適切な運用を通じて、コンプライアンスに係る情報を全役職員から広く収集する。
- ⑤ 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査規程及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査計画、監査状況ならびに監査結果は、定期的に監査役に対して報告するとともに、監査結果を代表取締役社長に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、法令、定款及び社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧または謄写できるものとする。また、重要な開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で法令等に従い、適時かつ適切に開示する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、当該リスク管理の実効性を確保するためにリスク管理委員会を設置し、その体制を整備する。
- ② 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について、必要な処置を講じる。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、意思決定の迅速化のため、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内規程を整備し、権限、責任を明確にするとともに、重要事項については、取締役会の意思決定に資するものとする。
- ② 当社は、グループ企業に対し、当社の業務分掌、指揮命令系統及び意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を構築させる。
- ③ 取締役は、年度計画及び中期経営計画に基づき、業務の進捗状況等を定期的に確認する。
- ④ 取締役会を毎月開催し、重要事項の決定及び各部における進捗状況報告等の業務報告を行う。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループ企業全てに適用する行動指針として企業行動憲章を定め、当社グループ全体において遵法経営を実践する。
- ② グループ企業を統轄する部署を定め、グループ企業各社の業務を所管する事務部門と連携し、関係会社管理規程など関連規程に基づき、グループ企業各社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- ③ 内部監査室が定期的に実施する内部監査により、子会社の業務が関係会社管理規程及び当社の経営方針に基づいて、適切に運営されていることを確認する体制とすることで、業務の適正を確保するものとする。
- ④ 当社は、グループ企業各社に対し、重要な案件に関する事前協議等、当社の関与を義務付けるほか、関係会社管理規程に定める一定の事項について、定期及び随時に当社に報告させるものとする。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役会からの独立性を確保するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査役に報告する。また、これに係わらず、監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ② 監査役に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止するとともに、グループ企業各社においてもその徹底を図る。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対応すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要問題点について意見を交換する。
- ② 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
- ③ 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制として、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告にかかる内部統制の体制を整備する。

(10) 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- ① 当社グループは、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断する。
- ② 当社グループは、反社会的勢力排除のため、以下の体制整備を行う。
 1. 反社会的勢力対応部署の設置
 2. 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の構築
 3. 外部専門機関との連携体制の確立
 4. 反社会的勢力対応マニュアルの制定
 5. 暴力団排除条項の導入
 6. その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適法性の確保及び適正性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。取締役会のほか、監査役会は13回、経営会議は12回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、子会社監査役ならびに会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査を実施いたしました。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(注) 本事業報告の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,236,661	流 動 負 債	3,050,874
現 金 及 び 預 金	4,239,180	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	135,365
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	380,907	短 期 借 入 金	662,271
商 品 及 び 製 品	82,338	1年内返済予定の長期借入金	1,530,242
仕 掛 品	188,750	リ ー ス 債 務	32,640
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	154,155	未 払 法 人 税 等	38,174
そ の 他	191,328	前 受 金	392,401
固 定 資 産	1,241,865	賞 与 引 当 金	52,264
有 形 固 定 資 産	1,197,260	受 注 損 失 引 当 金	1,140
建 物 及 び 構 築 物	300,355	そ の 他	206,372
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	219,072	固 定 負 債	2,904,478
土 地	619,732	長 期 借 入 金	2,299,355
リ ー ス 資 産	27,273	リ ー ス 債 務	65,826
建 設 仮 勘 定	0	繰 延 税 金 負 債	150,562
そ の 他	30,826	退 職 給 付 に 係 る 負 債	197,140
無 形 固 定 資 産	2,182	資 産 除 去 債 務	48,924
そ の 他	2,182	そ の 他	142,668
投 資 そ の 他 の 資 産	42,421	負 債 合 計	5,955,353
投 資 有 価 証 券	2,463	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	73,882	株 主 資 本	495,264
貸 倒 引 当 金	△33,923	資 本 金	5,253,500
		資 本 剰 余 金	3,951,625
		利 益 剰 余 金	△8,709,861
		その他の包括利益累計額	12,050
		その他有価証券評価差額金	△261
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△161
		為 替 換 算 調 整 勘 定	12,472
		新 株 予 約 権	15,857
		純 資 産 合 計	523,173
資 産 合 計	6,478,526	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,478,526

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売上	高価		2,797,313
売上原価			2,213,685
売上総利益			583,627
販売費及び一般管理費			1,161,970
営業外収益			578,343
受取利息		1,000	
受取配当金		99	
助成金収入		25,178	
スクラップ売却益		19,492	
その他		2,066	47,836
営業外費用			
支払利息		55,775	
為替差損		42,052	
休止固定資産費用		56,706	
その他		31,391	185,924
経常利益			716,431
特別利益			
固定資産売却益		400,790	
新株予約権戻入益		5,257	
リース解約益		4,462	
退職給付に係る負債戻入額		32,158	442,668
特別損失			
固定資産売却損		12,766	
固定資産除却損		25,779	
減損損失		74,957	
たな卸資産評価損		117,528	
事業構造改革費用		66,996	298,029
税金等調整前当期純損失			571,791
法人税、住民税及び事業税		40,013	
法人税等調整額		△11,771	28,241
当期純損失			600,032
親会社株主に帰属する当期純損失			600,032

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計
当期首残高	4,028,158	2,726,283	△8,109,829	△1,355,386
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,225,342	1,225,342		2,450,684
親会社株主に帰属する 当期純損失			△600,032	△600,032
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	1,225,342	1,225,342	△600,032	1,850,651
当期末残高	5,253,500	3,951,625	△8,709,861	495,264

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△264	△89	△1,248	△818	△2,420	28,106	△1,329,699
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)						△9,064	2,441,620
親会社株主に帰属する 当期純損失							△600,032
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	3	△72	13,721	818	14,470	△3,185	11,285
当期変動額合計	3	△72	13,721	818	14,470	△12,249	1,852,873
当期末残高	△261	△161	12,472	－	12,050	15,857	523,173

連結注記表

【継続企業の前提に関する注記】

当社グループは、太陽光向けシリコンウエハ製造に使用されるダイヤモンドワイヤを販売する電子材料スライス周辺事業において、ダイヤモンドワイヤの市場価格が1年で約7割下落するなど、太陽光関連の市場環境が大きく変化した影響を受け、2019年3月期において債務超過となりました。これに対し、当社グループは、ダイヤモンドワイヤ生産事業から撤退するとともに主力工場であった和泉工場を売却する等の構造改革ならびに新株予約権の発行による資金調達及び資本増強に取り組んでまいりました。これらの結果、当連結会計年度末において、債務超過については解消いたしております。

しかしながら、当社グループの有利子負債は4,590百万円と手元流動性に比し高水準にあることに加え、構造改革の一環として取り組んだ江蘇三超社へのダイヤモンドワイヤ生産設備等の譲渡については、新型コロナウイルスの影響により当連結会計年度末時点で未完了の状態にあり、今後の見通しについても、中国への渡航が制限されている現時点においては不確定であります。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社グループでは、以下の施策を遂行することで、将来の成長に向けて当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めてまいります。

1. 電子材料スライス周辺事業について

中国メーカーに対し生産技術の優位性が認められるダイヤモンドワイヤ生産設備について、2019年8月30日付で中国の江蘇三超社との間で同生産設備の譲渡等に関する正式契約を締結し、同生産設備の移設を進めておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、2020年2月以降、中国への渡航が制限されたことから現地作業が中断状態となったため、ダイヤモンドワイヤ生産設備等の検収スケジュールが遅延しております。そのため、2020年3月期の収益計上額として当初見込んでいた設備対価14億円、技術対価3億円に対し、江蘇三超社の検収完了に伴う実際の収益計上額は、設備対価6.5億円、技術対価1.5億円に留まりましたが、今後中国への渡航制限が解除され、現地作業が再開された後に、残設備に対する検収は速やかに完了できるものと考えております。

また、残存設備を利用した半導体向けダイヤモンドワイヤの開発ならびに当社の極細線ダイヤモンドワイヤの生産技術を活かした新型ダイヤモンドワイヤ製造装置の開発を行い、今後の安定収益の確保にも取り組んでまいります。

2. 財務基盤の安定化

債務超過の解消ならびに継続的な事業運営と安定した収益基盤の整備に必要な資金を調達するため、当社は2018年12月27日付の取締役会決議により、2019年1月15日を割当日とする第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権（総発行株式数500万株）を発行し、当連結会計年度末までに全ての行使が完了いたしました。これにより、総額2,911百万円を調達いたしました。

また、当社は、取引金融機関に対し、借入金の元本返済の猶予に関する申し入れを行い、各金融機関の同意を取り付けておりましたが、2020年3月の和泉工場売却に伴い約1,620百万円を返済し、2020年4月より新たな返済計画に基づき毎月の約定返済を開始しております。さらに、2020年4月30日に取引金融機関に対し、江蘇三超社に対するダイヤモンドワイヤ生産設備等の譲渡対価ならびに新株予約権の行使による入金などを原資として、約1,300百万円の内入れ返済を行い、今後も江蘇三超社からの入金に伴い一定額の内入れ返済を予定しております。

当社としては、メインバンクを中心に各金融機関と緊密な関係を維持できていることから、継続的な支援が得られるものと考えております。

当社は引き続き、財務基盤の強化・安定を図るための諸施策を検討してまいります。

しかしながら、これらの対応策については進捗の途上のものもあり、今後の事業の進捗状況などによっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

(連結子会社の名称)

- ・日本ノズル㈱
- ・上海那科夢樂商貿有限公司

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

- a. 時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- b. 時価のないもの ……移動平均法による原価法

②デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

③たな卸資産

- a. 製品及び原材料 ……総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- b. 商品及び仕掛品 ……個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) ただし、仕掛品の一部は総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
- c. 貯蔵品 ……最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- a. 建物及び構築物 ……3～50年
- b. 機械装置及び運搬具 ……2～12年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

a. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

b. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度において将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（追加情報）

当社は、従業員数が大幅に減少し、合理的な数理計算上の見積もりを行うことが困難となったため、当連結会計年度において退職給付債務の計算方法を原則法から簡便法に変更しております。この計算方法変更に伴い、退職給付に係る負債戻入額32,158千円を特別利益として計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建金銭債権及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

先物為替予約取引については、デリバティブ管理規程に従い、外貨建取引の為替変動リスクをヘッジすることを目的としております。

④有効性評価の方法

先物為替予約取引については、ヘッジ対象に対し同一通貨建てによる同一期日のものをそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【表示方法の変更】

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「前受金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

【会計上の見積りの変更】

資産除去債務の見積りの変更

第2四半期連結会計期間において、沖縄工場の不動産賃貸借契約に基づく原状回復費用を合理的に見積ることができるようになったため、資産除去債務の見積りの変更を行い、新たに資産除去債務として32,906千円追加計上しております。

なお、この変更に伴って計上した有形固定資産については、全額減損損失として処理しており、当該見積りの変更の結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純損失は32,906千円増加しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物 及 び 構 築 物	179,110千円
土 地	619,732千円
計	798,842千円

(2) 担保に係る債務

短 期 借 入 金	41,847千円
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	83,139千円
長 期 借 入 金	517,722千円
計	642,709千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,399,062千円

3. 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	641,836千円
借 入 実 行 残 高	587,369千円
差引額	54,467千円

【連結損益計算書に関する注記】

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	金額(千円)
電子材料スライス 周辺事業用資産	大阪府和泉市	建物及び構築物	3,036
		機械装置及び運搬具	243
		有形リース資産	9,216
		建設仮勘定	3,016
		小計	15,514
特殊精密機器事業 用資産	大阪府堺市	機械装置及び運搬具	21,899
		その他	340
		小計	22,240
その他事業用資産	大阪府堺市	建物及び構築物	1,539
		機械装置及び運搬具	789
		特許権	1,322
		小計	3,651
共用資産	大阪府堺市	建物及び構築物	643
		その他	0
		小計	644
遊休資産	沖縄県うるま市	建物及び構築物	32,906
		小計	32,906
		合計	74,957

当社グループは損益管理を合理的に行える事業単位をグルーピングの基礎としており、遊休資産は個別に判定しております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであることにより、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額74,957千円を減損損失として特別損失に計上しました。

当該資産の回収可能価額は、継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、備忘価額1円として評価しております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】**1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数**

普通株式 10,020,900株

2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 22,700株

【金融商品に関する注記】**1. 金融商品の状況に関する事項****(1) 金融商品に対する取組方針**

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に増資や銀行借入によっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、顧客の信用状況を定期的に把握するとともに、債権残高を随時把握することを通じてリスクの軽減を図っております。また、輸出取引に係る外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部について先物為替予約取引を利用してリスクヘッジを行っております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されており、時価を把握し、財務状況等を確認しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、主に固定金利で調達しております。

デリバティブ取引は、輸出取引の為替変動によるリスクの軽減を目的とする為替予約を行っており、デリバティブ管理規程に従い事前に稟議決裁を受けた上で担当部門が実行及び管理を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「2. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2 参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,239,180	4,239,180	－
(2) 受取手形及び売掛金	380,907	380,907	－
(3) 投資有価証券	2,196	2,196	－
資産計	4,622,283	4,622,283	－
(1) 支払手形及び買掛金	135,365	135,365	－
(2) 未払法人税等	38,174	38,174	－
(3) 短期借入金	662,271	662,271	－
(4) リース債務（※ 1）	98,467	98,692	224
負債計	934,279	934,504	224

（※ 1） 1 年内返済予定のリース債務を含めております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (※ 1)	267千円
長期借入金 (※ 2)	3,829,598千円

(※ 1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(※ 2) 当社及び一部の連結子会社は、取引金融機関よりすべての借入金元本について、2021年3月末までの返済方法の変更を主な内容とした条件変更の合意を取り付けておりますが、2021年4月以降についての返済スケジュールは現時点では確定しておらず、時価を合理的に算定できないため、時価開示の対象としておりません。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額

50円63銭

1 株当たり当期純損失

73円16銭

【重要な後発事象に関する注記】

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、当社グループの借入金の一部を返済することを決議しており、その概要は次のとおりです。

(1) 借入金の返済理由

当社は、2019年3月期における急激な業況悪化に伴い、取引金融機関から借入金の元本返済の猶予を取り付けておりましたが、江蘇三超社に対するダイヤモンドワイヤ生産設備等の譲渡対価ならびに新株予約権の行使による入金等で一定の返済原資が確保できたことから、財務体質強化と金利費用削減を目的として、当社グループ借入金の一部について内入れ返済することといたしました。

(2) 借入金返済の概要

- | | |
|--------|------------------------------------|
| ① 借入先 | 取引金融機関等12社 |
| ② 返済金額 | 1,300百万円 |
| ③ 返済日 | 2020年4月30日 |
| ④ その他 | 上記返済とは別に、2020年4月より毎月の約定返済を開始いたします。 |

(3) 業績に与える影響

上記借入金返済が、2021年3月期の当社連結業績に与える影響は軽微であります。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,892,407	流 動 負 債	2,489,449
現 金 及 び 預 金	3,488,245	買 掛 金	24,734
受 取 手 形	91,912	短 期 借 入 金	574,891
売 掛 金	339,559	1年内返済予定の長期借入金	1,485,418
商 品 及 び 製 品	25,457	リ ー ス 債 務	25,055
仕 掛 品	47,271	未 払 金	63,196
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	20,272	未 払 費 用	30,504
前 払 費 用	21,006	未 払 法 人 税 等	38,842
未 収 還 付 法 人 税 等	30,764	前 受 り 金	186,666
そ の 他 金	21,017	預 り 金	7,124
貸 倒 引 当 金	△193,099	賞 与 引 当 金	19,222
固 定 資 産	769,640	未 払 消 費 税 等	33,793
有 形 固 定 資 産	328,631	固 定 負 債	2,319,825
建 物	190,890	長 期 借 入 金	1,971,983
構 築 物	0	リ ー ス 債 務	43,595
機 械 及 び 装 置	0	繰 延 税 金 負 債	5,305
車 輜 運 搬 具	0	退 職 給 付 引 当 金	125,492
工 具、器 具 及 び 備 品	0	資 産 除 去 債 務	40,134
土 地	137,740	そ の 他	133,314
リ ー ス 資 産	0	負 債 合 計	4,809,274
建 設 仮 勘 定	0	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	0	株 主 資 本	△163,084
ソ フ ト ウ エ ア	0	資 本 金	5,253,500
そ の 他	0	資 本 剰 余 金	3,951,625
投 資 そ の 他 の 資 産	441,008	資 本 準 備 金	3,951,625
投 資 有 価 証 券	267	利 益 剰 余 金	△9,368,210
関 係 会 社 株 式	404,794	利 益 準 備 金	10,000
出 資 金	520	そ の 他 利 益 剰 余 金	△9,378,210
そ の 他 金	69,351	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	11,014
貸 倒 引 当 金	△33,923	繰 越 利 益 剰 余 金	△9,389,225
資 産 合 計	4,662,047	新 株 予 約 権	15,857
		純 資 産 合 計	△147,226
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,662,047

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額	
売	上	原	高								1,510,233
売	上	原	価								1,350,506
販	費	上	総	利	益						159,727
営	業	外	費	損	失						1,013,886
営	業	外	費	損	失						854,159
	受	取	利	息	及	び	配	当	金	150,774	
	経	助	営	成	指	金	導	収	料	21,000	
	そ				の				入	17,403	
									他	8,952	
営	業	外	費	用	資	産	費	用			198,129
	休	止	固	定	資	産	費	用		56,706	
	支		払		利					52,288	
	為		替		差					46,807	
	そ				の					23,403	
特	別	常	利	益	損	失					179,205
	固	定	資	産	売	却	益			400,421	
	退	職	給	付	引	当	金	戻	入	32,158	
	新	株	予	約	権	戻	入		益	5,257	
	り	一	ス	解	約					4,462	
特	別	損	資	産	売	却	損				442,299
	固	定	資	産	除	却	損			12,766	
	減	定	資	産	損					25,501	
	事	業	構	造	改	革	費	用		74,957	
	税	引	前	当	期	純	損	失		66,996	
	法	人	税、	住	民	税	及	び	事		180,222
	法	人	税	等	調	整					573,157
	当	期	純	損	失					△11,569	
										△16,349	
											△27,919
											545,238

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	4,028,158	2,726,283	2,726,283	10,000	40,678	△8,873,651	△8,822,972
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,225,342	1,225,342	1,225,342				
固定資産圧縮積立金の 取崩					△29,664	29,664	－
当期純損失						△545,238	△545,238
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	1,225,342	1,225,342	1,225,342	－	△29,664	△515,573	△545,238
当期末残高	5,253,500	3,951,625	3,951,625	10,000	11,014	△9,389,225	△9,368,210

	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△2,068,530	28,106	△2,040,423
当期変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)	2,450,684	△9,064	2,441,620
固定資産圧縮積立金の 取崩	－		－
当期純損失	△545,238		△545,238
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		△3,185	△3,185
当期変動額合計	1,905,445	△12,249	1,893,196
当期末残高	△163,084	15,857	△147,226

招集
通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

個別注記表

【継続企業の前提に関する注記】

当社は、太陽光向けシリコンウエハ製造に使用されるダイヤモンドワイヤを販売する電子材料スライス周辺事業において、ダイヤモンドワイヤの市場価格が1年で約7割下落するなど、太陽光関連の市場環境が大きく変化した影響を受け、2019年3月期において債務超過となりました。これに対し、当社は、ダイヤモンドワイヤ生産事業から撤退するとともに主力工場であった和泉工場を売却する等の構造改革ならびに新株予約権の発行による資金調達及び資本増強に取り組んでまいりました。しかしながら、当事業年度末においても147百万円の債務超過となっております。

また、当社の有利子負債は4,100百万円と手元流動性に比し高水準にあることに加え、構造改革の一環として取り組んだ江蘇三超社へのダイヤモンドワイヤ生産設備等の譲渡については、新型コロナウイルスの影響により当事業年度末時点で未完了の状態にあり、今後の見通しについても、中国への渡航が制限されている現時点においては不確定であります。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社では、以下の施策を遂行することで、将来の成長に向けて当該状況を早期に解消し、業績及び財務状況の改善に努めてまいります。

1. 電子材料スライス周辺事業について

中国メーカーに対し生産技術の優位性が認められるダイヤモンドワイヤ生産設備について、2019年8月30日付で中国の江蘇三超社との間で同生産設備の譲渡等に関する正式契約を締結し、同生産設備の移設を進めておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、2020年2月以降、中国への渡航が制限されたことから現地作業が中断状態となったため、ダイヤモンドワイヤ生産設備等の検収スケジュールが遅延しております。そのため、2020年3月期の収益計上額として当初見込んでいた設備対価14億円、技術対価3億円に対し、江蘇三超社の検収完了に伴う実際の収益計上額は、設備対価6.5億円、技術対価1.5億円に留まりましたが、今後中国への渡航制限が解除され、現地作業が再開された後に、残設備に対する検収は速やかに完了できるものと考えております。

また、残存設備を利用した半導体向けダイヤモンドワイヤの開発ならびに当社の極細線ダイヤモンドワイヤの生産技術を活かした新型ダイヤモンドワイヤ製造装置の開発を行い、今後の安定収益の確保にも取り組んでまいります。

2. 財務基盤の安定化

債務超過の解消ならびに継続的な事業運営と安定した収益基盤の整備に必要な資金を調達するため、当社は2018年12月27日付の取締役会決議により、2019年1月15日を割当日とする第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権（総発行株式数500万株）を発行し、当事業年度末までに全ての行使が完了いたしました。これにより、総額2,911百万円を調達いたしました。

また、当社は、取引金融機関に対し、借入金の元本返済の猶予に関する申し入れを行い、各金融機関の同意を取り付けておりましたが、2020年3月の和泉工場売却に伴い約1,620百万円を返済し、2020年4月より新たな返済計画に基づき毎月の約定返済を開始しております。さらに、2020年4月30日に取引金融機関に対し、江蘇三超社に対するダイヤモンドワイヤ生産設備等の譲渡対価ならびに新株予約権の行使による入金などを原資として、約1,255百万円の内入れ返済を行い、今後も江蘇三超社からの入金に伴い一定額の内入れ返済を予定しております。

当社としては、メインバンクを中心に各金融機関と緊密な関係を維持できていることから、継続的な支援が得られるものと考えております。

当社は引き続き、財務基盤の強化・安定を図るための諸施策を検討してまいります。

しかしながら、これらの対応策については進捗の途上のものもあり、今後の事業の進捗状況などによっては、今後の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
 - a. 時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - b. 時価のないもの ……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ①製品及び原材料 ……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ②商品及び仕掛品 ……個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）ただし、仕掛品の一部は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ③貯蔵品 ……最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ①建 物 3～31年
- ②機械及び装置 2～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

- ①所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
- ②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(追加情報)

当社は、従業員数が大幅に減少し、合理的な数理計算上の見積もりを行うことが困難となったため、当事業年度において退職給付債務の計算方法を原則法から簡便法に変更しております。この計算方法変更に伴い、退職給付引当金戻入額32,158千円を特別利益として計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建金銭債権及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

先物為替予約取引については、デリバティブ管理規程に従い、外貨建取引の為替変動リスクをヘッジすることを目的としております。

④有効性評価の方法

先物為替予約取引については、ヘッジ対象に対し同一通貨建てによる同一期日のものをそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

- (2) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
- (3) 連結納税制度の適用
当社は連結納税制度を適用しております。

【表示方法の変更】

貸借対照表

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「前受金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

【会計上の見積りの変更】

資産除去債務の見積りの変更

第2四半期会計期間において、沖縄工場の不動産賃貸借契約に基づく原状回復費用を合理的に見積ることができるようになったため、資産除去債務の見積りの変更を行い、新たに資産除去債務として32,906千円追加計上しております。

なお、この変更に伴って計上した有形固定資産については、全額減損損失として処理しており、当該見積りの変更の結果、当事業年度の税引前当期純損失は32,906千円増加しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建		物	69,645千円
構	築	物	0千円
土		地	137,740千円
計			207,385千円

(2) 担保に係る債務

1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	79,999千円
長 期 借 入 金	234,968千円
計	314,968千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,562,901千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

211,480千円

4. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	499,989千円
借入実行残高	499,989千円
差引額	－千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

29,428千円

仕入高

10,571千円

販売費及び一般管理費

24,600千円

営業取引以外の取引高

171,083千円

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	2,751,900千円
減損損失設備	656,959千円
貸倒引当金	69,514千円
未払役員退職慰労金	38,436千円
退職給付引当金	38,425千円
たな卸資産評価損	25,469千円
関係会社株式	13,636千円
資産除去債務	12,289千円
未払事業税	9,952千円
賞与引当金	5,886千円
その他	1,325千円
小計	3,623,795千円
評価性引当額	△3,623,795千円
合計	0千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△4,861千円
その他	△443千円
合計	△5,305千円
繰延税金負債の純額	△5,305千円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	上海那科 夢楽商貿 有限公司	中国 上海市	44,535	ダイヤモ ンドワイ ヤの販売	直接所有 100.0	当 社 製 品 の 販 売 役員の 兼任	製品の 販売 (注) 1 (注) 2	28,653	売掛金	193,099
子会社	日本 ノズル(株)	神戸 市西 区	48,000	化学繊維 紡糸ノズ ルの製造 及び販売	直接所有 100.0	経 営 指 導 役員の 兼任	経営指導 料の受取 (注) 3	21,000	未収 入金	1,925

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 当社製品の販売については、代理店販売価格を基に取引価格を決定しております。
 2 上海那科夢楽商貿有限公司への売掛金に対し、193,099 千円の貸倒引当金を計上しております。
 また、当事業年度において98,583千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
 3 経営指導料については、契約条件により決定しております。

【1 株当たり情報に関する注記】

- 1 株当たり純資産額 $\triangle$ 16円27銭
 1 株当たり当期純損失 66円48銭

【重要な後発事象に関する注記】

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、当社の借入金の一部を返済することを決議しており、その概要は次のとおりです。

(1) 借入金の返済理由

当社は、2019年3月期における急激な業況悪化に伴い、取引金融機関から借入金の元本返済の猶予を取り付けておりましたが、江蘇三超社に対するダイヤモンドワイヤ生産設備等の譲渡対価ならびに新株予約権の行使による入金等で一定の返済原資が確保できたことから、財務体質強化と金利費用削減を目的として、当社借入金の一部について内入れ返済することといたしました。

(2) 借入金返済の概要

- | | |
|--------|------------------------------------|
| ① 借入先 | 取引金融機関等12社 |
| ② 返済金額 | 1,255百万円 |
| ③ 返済日 | 2020年4月30日 |
| ④ その他 | 上記返済とは別に、2020年4月より毎月の約定返済を開始いたします。 |

(3) 業績に与える影響

上記借入金返済が、2021年3月期の当社業績に与える影響は軽微であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社中村超硬
取締役会 御中

新月有限責任監査法人

大阪府大阪市

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 光 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 本 川 雅 啓 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中村超硬の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中村超硬及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、債務超過となった。当連結会計年度においては、行使価額修正条項付新株予約権の発行等で債務超過は解消したものの、会社の有利子負債は手元流動性に比して高い水準にあること等から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社中村超硬
取締役会 御中

新月有限責任監査法人

大阪府大阪市

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 光 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 本 川 雅 啓 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中村超硬の2019年4月1日から2020年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において債務超過となり、当事業年度においても、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、債務超過の状態が継続している。さらに会社の有利子負債は手元流動性に比して高い水準にあること等から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及びその結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新月有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新月有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社中村超硬 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 中 園 和 義 ㊟

監 査 役（社外監査役） 松 村 安 之 ㊟

監 査 役（社外監査役） 中 川 雅 晴 ㊟

以 上

株主メモ

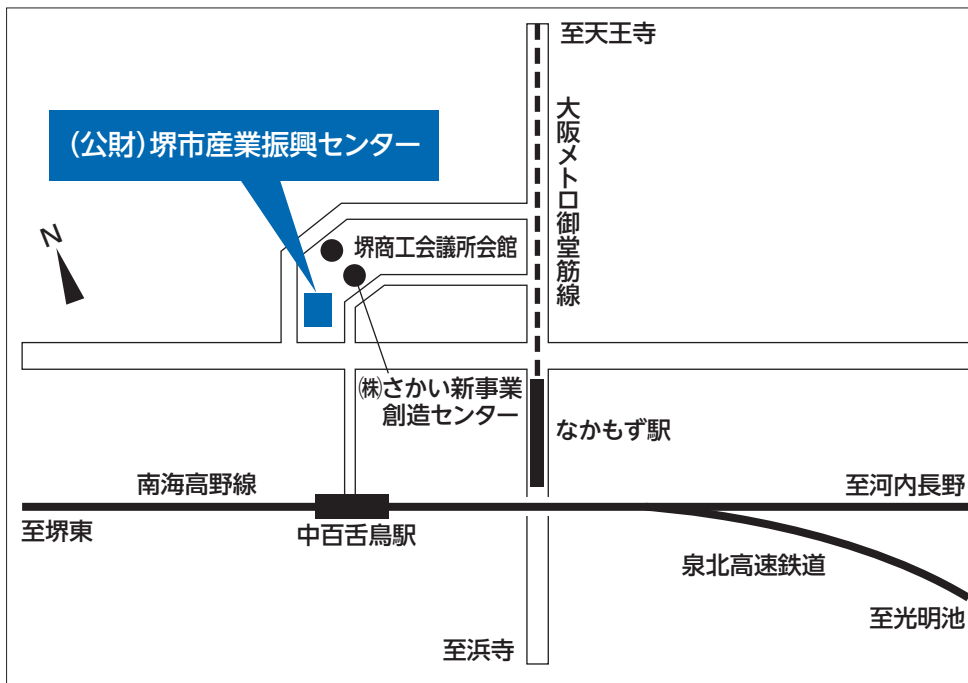
● 事業年度	4月1日～翌年3月31日
● 期末配当金受領株主確定日	3月31日
● 中間配当金受領株主確定日	9月30日
● 定時株主総会	毎年6月
● 株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
● 同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 0120-094-777 (通話無料)
● 上場証券取引所	東京証券取引所
● 公告の方法	電子公告により行う 公告掲載URL http://www.nakamura-gp.co.jp (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求、配当金の振込指定、その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。
なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 horizontal blue or grey lines spaced evenly apart, typical of notebook paper. The lines extend across the entire width of the page, leaving small margins at the top and bottom. There are no vertical lines, text, or other markings on the page.

第50回定時株主総会会場ご案内図



会場：大阪府堺市北区長曾根町1 8 3－5
公益財団法人 堺市産業振興センター 5階コンベンションホール

ご参考（会場までの交通）

最寄駅 南海高野線・泉北高速鉄道 中百舌鳥駅 北出口から徒歩約4分
大阪メトロ御堂筋線 なかもず駅 2番・8番出口から徒歩約4分



株式会社 中村 超硬
大阪府堺市西区鶴田町27番27号
<http://www.nakamura-gp.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。